



板倉町風景計画



平成22年6月
群馬県板倉町

ごあいさつ

板倉町は、関東平野のほぼ中央に位置し、北遠方に日光、赤城の山並みを擁し、町の南端には利根川、北端には渡良瀬川、東端には渡良瀬遊水地に囲まれた平坦な地形であります。

その景観は、眺望景観、水辺景観、集落景観など、豊かな自然の恵みを受けながら、地域の人々のたゆみない暮らしの営みの積み重ねにより育まれてきました。



本町では、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てる板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、平成20年6月に群馬県知事の同意を経て、同年8月に「景観行政団体」となり、景観まちづくりに取り組んでまいりました。

このたび、更なる本町のまちづくりにつなげるため、景観法に基づく景観計画である「板倉町風景計画」を策定し、この風景計画を具現化するものとして、「板倉町風景条例」を制定しました。

今後、この計画を実現し、次の世代にこの美しく魅力あるふるさとを引き継いでいくために、町民、事業者、行政が一体となり、まちづくりを進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見を賜りました町民の皆様並びに景観計画策定委員会の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成22年6月

板倉町長 栗原 実

板倉町民憲章

わたくしたちは、光と水と緑にまつまれた美しい板倉町の自然と、先人のたゆまぬ努力と英知で築かれた歴史や伝統を後世に伝え、信頼と強調のうえに、町民としての誇りを抱き、希望にみちた活力あふれる町づくりをすすめる指標として、ここに町民憲章を定めます。

(昭和53年9月12日制定)

1. みどり豊かな自然を愛し 美しい町をつくります
1. きまりを守り教養を高め 文化のかおる町をつくります
1. 元気で働き産業をおこし 豊かな町をつくります
1. 助けあい励ましあって しあわせな町をつくります
1. 明るい家庭を中心に 希望にみちた町をつくります

■ 板倉町風景計画 目次

◆ 本 編

はじめに 風景計画の目的、位置づけ	1
第1章 板倉町の風景とは	5
第2章 風景づくりの目標	13
第3章 風景づくりの方針	15
第4章 風景づくりの基準	23
第5章 板倉風景資産の保全・活用	29
第6章 公共施設による風景づくり	32
第7章 重点地区の風景づくり	34
第8章 水辺風景づくり重点地区風景計画	36
第9章 風景づくりの推進に向けて	43
■風景づくりガイドライン	47

◆ 参考資料

1 風景計画の策定経緯	57
2 板倉町景観計画策定委員会委員名簿	58
3 風景づくりに関する町民意向の把握	59
4 板倉町風景条例	67



板倉町風景計画の構成

はじめに 風景計画の目的、位置づけ (景観法第8条第2項第1号を含む)

I 風景の特性と今後の風景づくりの方向性

- 板倉町の風景について
 - ・板倉町の風景の特徴を示す
- 風景づくりの方向性
 - ・風景づくりの目標や方針を示す

第1章 板倉町の風景とは

第2章 風景づくりの目標

第3章 風景づくりの方針 (景観法第8条第2項第2号)

II 景観法を活用した風景づくりの実現手法

- 風景づくりの目標や方向性を実現するための方策や基準等
- 景観法の制度を活用することを基本とし、町独自の自主事項を組み合わせた内容

第4章 風景づくりの基準 (景観法第8条第2項第3号)

第5章 板倉風景資産の保全・活用 (景観法第8条第2項第4号)

第6章 公共施設による風景づくり (景観法第8条第2項第5号ロ)

第7章 重点地区の風景づくり

第8章 水辺風景づくり重点地区 風景計画

III 風景づくりを進めるための方策

- 本計画を実現するための推進方策
 - ・主にソフト面（体制づくりや普及啓発等）での取り組みを示す
 - ・今後の取り組みのスケジュールを示す

第9章 風景づくりの推進に向けて

■ 風景づくりガイドライン

はじめに 風景計画の目的、位置づけ



1 風景とは

「風景」とは、河川や池沼等の自然的なもの、建築物や工作物等で創り出される人工物や集落、水田をはじめとする田園地域など、板倉を構成している全ての要素が対象になります(※1)。風景は、地域の長い歴史の中でつくり、守り、育ててきたものであり、我々の生活や暮らしに密着したものです。

また、風景とは、単に目に見えるものばかりではなく、眺めるという行為を通じて感じる心象(心地よさ、美しさ、楽しさ)や川音や鳥のさえずり、花の香りなど、五感で捉えるものを含むものです。その感じ方は人によって様々ですが、多くの人が心象を共有することが共通の価値観を生み出すこととなります。

このような風景が多くの人々に受け入れられることで「好ましい風景」が共有化され、その結果「板倉らしい風景」として認識されると考えられます。また、好ましい風景は、暮らしやすさや心地よさにつながるものであり、「住み続けたい」「行ってみたい」など、町民の地域に対する愛着や文化を醸成するとともに、地域に活気をもたらすものであり、我々が共有すべき貴重な財産ということが出来ます。

(※1)

欧州においても2000年に締結されたヨーロッパ・ランドスケープ国際条約(現在30カ国批准)により、『「風景」とは、人々に知覚されるエリアであり、その特徴は、自然の作用、人間の作用、あるいは自然と人間と相互作用による結果の表れである。』と統一的な定義がなされました。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

ガイドライン

参考資料

2 風景計画について

(1) 風景計画策定の背景と目的

本町は、利根川、渡良瀬川、谷田川などの水辺と水田を中心とした農地を基調とし、旧古河往還沿いの既成市街地や集落などで構成される地域です。過去に、河川の氾濫による水害を受けたことにより、堤や排水機場の整備を行い、集落では盛土した敷地内に水塚を建設するなどの対策を進めながら、豊かな水辺とともに板倉らしい風景を育んできました。

近年では、食糧増産を目的とした大規模な池沼の埋め立てによる農地の造成が実施され、さらに工業団地の整備やニュータウンの建設が進むことで、本町の風景は大きく変化を遂げました。また、営農環境の低下や町民のライフスタイルの変化などにより、優良な農地を含む複数の場所における建設残土の堆積や電波塔等の建設、集落における屋敷林等の敷地内の緑の減少や水塚の消失など、本町の風景を取り巻く状況が変化しています。このため、町民や事業者、行政が風景づくりに関する基本的な考え方や方向性に関して、共通の認識を持つ必要性が高まってきました。

このような状況の中、平成 16 年に景観に関する総合的な法律である景観法が制定されました。景観法では、景観行政団体が景観計画を策定することにより、実効性のある取り組みを行うことが可能となりました。同時に文化財保護法も改正され、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観と定義し、文化財の一つとして位置づけられました。

このような背景に基づき、本町では、水辺の文化的景観の保全や、田園風景との調和を図るため、景観法に基づく景観計画（以下、「風景計画」という）を策定し、板倉らしい風景づくりに取り組むこととしました。

(2) 風景計画の位置づけ

本計画は、板倉町第4次総合計画を具体化する計画として、板倉町都市計画マスタープランとの整合を図り、景観法第8条に基づく計画として策定するものです。

計画の策定に当たっては、本町の風景の特性や課題を踏まえ、風景づくりに関連する計画との連携を図りながら、実効性のある取り組みを示すものであり、今後の本町の風景づくりの基本的な指針となるものです。

(3) 風景計画の対象（景観法第8条第2項第1号）

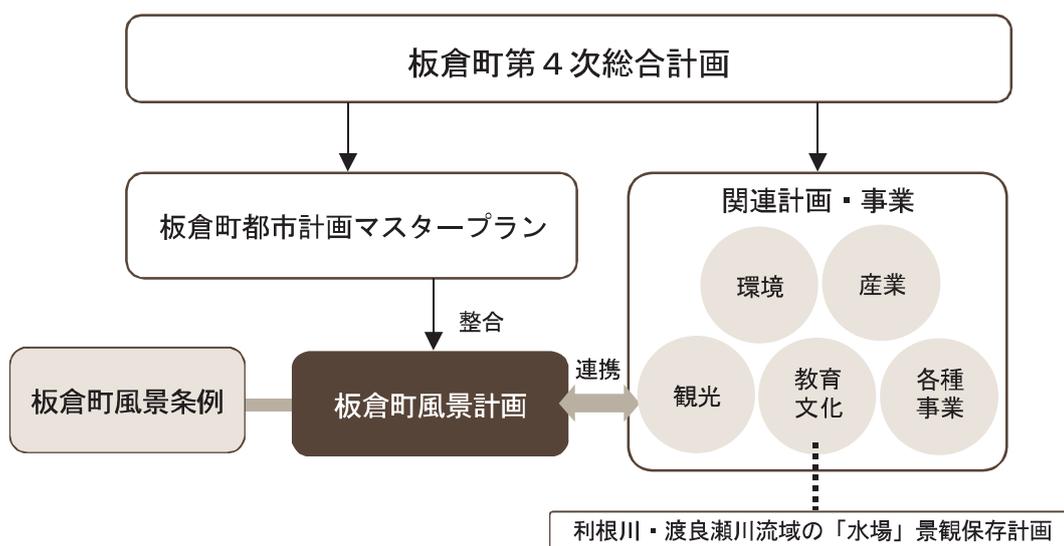
町民、事業者、行政が協働による風景づくりを進めていくため、風景計画区域は板倉町全域を対象とします。

また、風景計画区域のうち、本町の風景づくりを進める上で特に重要な区域であり、重点的な風景づくりが望まれる地区を「重点地区」とし、地区ごとに風景づくりの方針や基準を定めることとします。

本計画においては、「水辺風景づくり重点地区」を位置づけ、この地区の重要文化的景観選定に向け、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていきます。

なお、重点地区は、風景づくりの必要性の高まりや、地区住民からの申し出等を踏まえ、必要に応じて追加指定できるものとします。

図 風景計画の位置づけ



3 風景づくりの進め方

(1) 風景づくりがめざすもの

先述したとおり、近年の都市化の影響やライフスタイルの変化により、まち並みの秩序や板倉らしい風景の特徴が失われつつあります。また、板倉ニュータウンの建設などの新たな市街化の形成が進行するなど、美しい風景と調和した風景づくりが求められています。一方、水辺の文化を町外にも広く知らしめ、揚舟を活用した観光・交流への取り組みが進められており、本町の風景や生活文化の魅力を多くの人々に知らしめる必要性も高まっています。

今般、風景計画の策定を契機として、町民の風景づくりの取り組みの活発化、建築物等の行為における基本的な作法の定着、板倉に暮らすことに誇りを持てる町民の増加、地域間交流の活発化を目指します。

(2) できるところから始める風景づくり

板倉らしい風景づくりは、一朝一夕にできるものではなく、長い時間をかけて形成するものです。今後の風景づくりは、身近な環境を整える、草花で集落を彩る、好ましくないものを修景するなど、比較的、短期的に取り組めるものからスタートさせます。

その後、徐々に風景づくり活動の活発化や地域の交流などにより、町民や事業者、行政が板倉らしい風景づくりに関する共有化を図るなど、段階的な風景づくりに取り組みます。

図 風景づくりの段階的な取り組みの考え方

